

香美町子ども・子育て支援事業計画(令和4年度事業実施状況に係る評価書)

資料6

評価項目	評価				評価に対する所見等
	A	B	C	回答なし	
1 教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	3	5	1	2	・ 正常に維持できている。 ・ 3号児童の受入れ、体制及び施設規模的に問題なしとの補足説明を受けたが、計画に対して実績は1.8倍となり質への影響が懸念される。
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期					
(1) 地域子育て支援拠点事業	1	6	2	2	・ 子育て・子育て支援センターの開所日が平日のみであり見直すべき。 ・ 地域の要素が少なくない。 ・ 香住区の計画数値と実績数が半数であり、香住区の地域の子育て中の親子に何らかの問題が生じている。子育て中の孤立感、負担感が増えている可能性も考えられるので体系的には、育児相談等の充実した支援が必要。これまでの香住子育て・子育て支援センターでは不十分という結果が出た。質の良い親支援とすべての子育て家庭を地域で支えるというみんなの意識改革も必要。4つの基本事業の1つである講演会を定期的に実施するべき。 ・ 事業目的が子育てで家庭や妊産婦が円滑に利用できるような必要を、身近な場所で開催機関との連携、協働の体制づくり等を行うとともに、勉強会等を行い、さらに「質」を上げる必要はある。 ・ 幼稚園が無料であるのに、預かり保育は有料である。 (→ 幼稚園預かり保育の無償化制度について会議内で説明済み) ・ 受入れ人数と施設規模との関係は問題なしとの補足説明を受けたが、実績は1.37倍であり、日々の運営に影響が生じないような万全な対策をとることが必要である。 ・ 一時預かりは増えており需要があることが見える。その中で、マンパワーの問題であると思うが香住1園での実施で村岡区・小代区の保護者の希望はどうであるか、調査が必要である。(→ 香住地区以外に放課後児童クラブで受け入れ) ・ 在園していないと一時預かりに預けにくいという問題が全国的にある。園の雰囲気、保育士の言葉かけ等の見直しが必要なが分かってきている。地域ですべての子育て家庭を支えるには、在園児以外の一時預かりに保護者が来るような環境が良い。利用者0人の柴山、小代は特に困っている保護者が取り残されていくか確認が必要である。 ・ 利用者がなかったが必要な事業。この事業を知らない人もいないものではないか。 ・ 実施体制は確保できているものの実績は0人であり評価が難しい。 ・ 利用者が無いが、田舎特有の「うわさ」など体裁を気にして児童養護施設に短期でも困っている人も入られないといったことがある。偏見を気にする必要がある。「利用実績がないこと」は利用してもよいことを保護者に伝える努力が必要と考える。「利用実績がないこと」=良いこと」ではなく確認が必要である。
(2) 利用者支援事業	3	6	0	2	
(3) 一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	3	5	1	2	
(4) 一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時的預かり)	3	4	2	2	
(5) 子育て短期支援事業	2	5	2	2	

評価項目	評価				評価に対する所見等
	A	B	C	回答なし	
(6) 病児保育事業	0	6	3	2	・ 村岡・小代区になく香住区の実施である。 ・ 村岡・小代区に量の見込みがある以上は、計画施設数は「0」であっても具体的な考え方に記載のある「体調不良児対応型を民間保育所へ実施」するための対応が望まれる。 ・ 子どもが病気の時は、保護者が子どもと一緒にいてあげられるような香美町独自の支援が必要であると考え。子どもの看護を理由に仕事の休みがとれないと答えている方は52.6%、できれば仕事を休んで子どもの傍にいたいと思っている方は46.2%ある。 ・ 子どもの最善の利益を考える必要がある。その他親教育、親の意識改革も必要だと考える。令和4年度実績のみなど保育園の体調不良児対応が多いことが気になる。どのような程度の体調不良児の預かりをされているか聞き取り確認が必要である。
(7) 時間外(延長)保育事業	3	5	1	2	・ 小代認定こども園のみが18時まで ・ 量的には概ね達成できている。 ・ スマイルかすみは利用人数に対して施設が狭い。早急な解決を。 ・ 小学校低学年は44.2%の利用だが、高学年では16.8%と減っている。これは学童保育内の「質」の問題がある。高学年では自宅過ごすことが多いのだが、大人の目の届かない場所で危険がたくさんあり問題である。具体的には、利用ルールのない環境下でのゲームやネットの依存問題、不登校、ひきこもりへと繋がることも多い。学童期の大切な時期、子どもの発達上も勤労性を養うことが発達の獲得として必要であり、「質」の良い放課後を過ごせるよう、「質」のよい時間と環境を提供できることが好ましい。
(8) 放課後児童健全育成事業	2	6	1	2	
(8-1) ① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	4	5	0	2	
(8-1) ② 放課後子ども教室の実施計画	2	6	1	2	・ 数値だけでは判断できない。
(9) 妊婦に対する健康診査	5	3	1	2	・ 実施場所は柔軟に、実施体制は増員するなど、計画以上に対応できている。 ・ 妊婦はこれから香美町で子育てをする貴重な方。香美町では、家のすぐ側の産院で出産が叶わない。お腹をかかえて不安なお産までの時を香美町で過ごす。妊婦の時、香美町の支援は素晴らしいと感じることが、この時期のことは決して忘れてはいけない。その後の子どもへの影響がとてども大きい。手厚い支援をすることが香美町のためになる。健康調査は勿論のこと、妊婦の時期に、これから親になる「親学」を受けられるようにすべき。「量」も「質」も手厚くすべき。
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	5	3	1	2	・ こんにちには赤ちゃん事業は、保健師のマンパワーの問題があると思うが、妊婦児と同様乳児のいる家庭が孤立しないように、各家庭に手厚い情報を与え、保健師だけでなく、妊婦や乳児のいる家庭に必要な「親学」「親の在り方」などを勉強できる機会を増やす必要がある。香美町独自の支援方法を早急に検討するべき。
(11) 養育支援訪問事業	2	6	1	2	・ 全国的にも大問題になっている育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ、孤立感を軽減するための事業。過疎地域、田舎などでは、どうしてもマンパワーの問題が生じるため、保健師のみに頼らず、柔軟性のある香美町のためになる人材、養育支援も検討し実施するべき。

評価の基準 A(おおむね達成) B(特に問題なし) C(見直し等が必要)

(評価項目に係る事業概要)

評価項目		事業内容
1	教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	教育・保育の量(希望人数)と確保方策(受入人数)における計画
2	地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及び実施時期	
(1)	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を設置し、子育ての相談等の援助を行う事業。香住区・村岡区・小代区に子育て・子育て支援センターを設置している。
(2)	利用者支援事業	子どもやその保護者、妊娠している方が子育て支援を円滑に利用できるように相談や支援を行う事業。事業実施のため、平成28年度に役場(本庁)内に子育て世代包括支援センターを設置している。
(3)	一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	幼稚園の降園後や、土曜日、夏休み等の休業期間中に、幼稚園において保育する事業で平成27年度から実施している。令和元年度実績は香住幼稚園と村岡幼稚園。なお、令和2年4月から香住幼稚園のみの実施。
(4)	一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時預かり)	家庭での乳幼児を保育が一時的に困難になった場合に、保育所等で一時的に預かる事業。
(5)	子育て短期支援事業	保護者の病気等の理由で、一時的に家庭で養育できなくなった児童を児童養護施設等で保護する事業で、平成30年度から実施している。
(6)	病児保育事業	保護者の就労のため、病気の子の保育が困難な場合に一時的に保育する事業で、平成30年度から「病児対応型」として香住病院内に病児保育室を設置し、「体調不良児対応型」として香住区の私立保育園2園で実施している。
(7)	時間外(延長)保育事業	就労形態の多様化に伴い、保育所等での保育時間を延長する必要がある園児に時間外に保育を行う事業。
(8)	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブのことで、学校や幼稚園の放課後や土曜日、夏休み等休業期間中に、児童が安心して生活できる居場所を提供する事業。
(8-1) ①	放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携し、一体的に取り組む事業。
(8-1) ②	放課後子ども教室の整備計画	放課後に地域住民等の協力を得て、子どもたちが安心して体験学習やスポーツ・文化活動などを行う事業の実施計画に対する実績。
(9)	妊婦に対する健康診査	妊婦健康診査費用を公費助成し経済的負担の軽減を図ることで、健康診査の受診の促進を図る事業。
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児や保護者の様子や養育環境を把握し、相談に応じるなどの援助を行う事業。
(11)	養育支援訪問事業	子どもの養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業。

第3期香美町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール

R6.3.19現在

	令和5年度										令和6年度													
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
国の動向		○	R5.9.20付け「量の見込み」算出等の 考え方を自治体へ発出																					
香美町子ども・子育て会議									○						○		○		○					
ニーズ調査								○																
委託業者との契約																								
調査表作成								▲																
調査実施									▲															
調査分析									▲															
調査結果とりまとめ									▲															
実施状況報告									○															
現行計画の評価分析													▲											
関係各課協議													▲											
量の見込み等算出													▲											
計画骨子作成													▲											
計画素案作成													▲											
計画案作成(素案修正)													▲											
議会説明																			○					
パブリックコメント																			▲					
最終調整・確定																			▲					
計画書印刷製本																			▲					
計画策定完了																			▲			○		

令和 5 年度子育て支援に関する取組状況

1 小児科医師による子育て講演会【健康課】

「こどもの救急対応」をテーマに公立香住病院小児科医師を講師に講演会を実施した。参加者 20 人が医師を囲んで、日頃こどものことで気になっていることについて交流会を行った。

2 子育てセミナー【健康課】

「共感性を育てるためのコミュニケーション～愛着形成の大切さ～」 「こどもの自己肯定感を育てる」をテーマに、一般社団法人トータルハーモニーから心理士の稲垣裕見子氏を講師に迎え、セミナーを実施した（1 回目：37 人、2 回目：40 人）。

3 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業【健康課】

妊娠期から子育て期の家庭に寄り添いながら相談支援を行う「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などにかかる費用に対する「経済的支援（出産・子育て応援給付金）」とを一体的に実施し、妊産婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境づくりを進める。

- ・ 出産応援給付金（妊娠届出後、妊婦 1 人 5 万円） 47 件（R6.3.11 現在）
- ・ 子育て応援給付金（出生後、児童 1 人 5 万円） 40 件（R6.3.11 現在）

4 かみっこオムツ券交付事業【健康課】

体調や育児に不安や悩みを抱えやすい乳児期前半の子育て支援をより充実させるため、乳児期早期から相談支援事業を利用しやすくなるよう、2 万円のオムツ券を相談支援事業を通して交付する。

- ・ オムツ券交付数 31 件（R6.3.11 現在）

5 給食費無償化の実施【教育総務課、こども教育課】

子育て支援の観点から保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和 5 年度からは町独自の施策として就学前施設や小・中学校の給食費の無償化を実施している。

令和 6 年度からの子育て支援に関する取組

1 病児保育利用料の見直し及び病児保育室の移転【こども教育課】

(1) 病児保育利用料の見直し（令和 6 年 4 月 1 日～）

① 目的

本町の利用者負担金の額が県内市町の中でも 2 番目に高く（平日 1 日当たりの利用料で比較）、利用者の負担軽減を図る。

② 取組内容

各区分とも 500 円を引き下げ、県内の平均的な負担額とする。

居住区分	保育時間	改正前	改正後
町内に居住している 児童	1 日	2, 500 円	2, 000 円
	半日	1, 500 円	1, 000 円
町内に居住していな い児童	1 日	3, 500 円	3, 000 円
	半日	2, 000 円	1, 500 円

(2) 病児保育室の移転（令和 6 年 4 月 1 日～）

現在、公立香住病院内に設置している病児保育室「おひさま」を移転し、公立香住病院前駐車場向かいの医師官舎住宅 7 号を利用して実施する。

実施場所及び電話番号の変更について、各保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校などを通じて保護者へチラシを配布するとともに、町広報に掲載し周知する。